

最高裁平成六年（行ツ）第一二号、七・一〇・三判決
判 決

上告人 灰孝小野田レミコン株式会社

被上告人 中央労働委員会

右補助参加人 全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部

右当事者間の東京高等裁判所平成五年（行コ）第三〇号行政処分取消請求事件について、同裁判所が平成五年九月二九日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

（主文）

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

（理由）

上告代理人 Y1、同 Y2、同 Y3、同 Y4、同 Y5 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程にも所論の違法は認められない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は原審の認定にそわない事実に基づき、若しくは原判決を正解しないでこれを論難するものであって、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷